

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成六年二月二十五日

○第百二十九回 参議院會議録第五号

平成六年二月二十五日(金曜日)
午後三時一分開議

○議事日程 第四号

平成六年二月二十五日
午後三時開議

第一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(第百二十八回国会内閣提出、第百二十九回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件
一、日程第一

一、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第百二十八回国会内閣提出、第百二十九回国会衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

堂本曉子君から海外旅行のため明二十六日から十二日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

平成六年二月二十五日 参議院會議録第五号

○議長(原文兵衛君) 日程第一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(第百二十八回国会内閣提出、第百二十九回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生委員長長田長栄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔会田長栄君登壇、拍手〕

○会田長栄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、トリハロメタン等の有害物質や異臭味被害の問題などにより国民の水道水に対する信頼が低下していること、水道事業者の対応のみでは昨年施行された新しい水道水質基準を満たさなくなる場合が生じるおそれがあること等の状況を踏まえ、水道原水の品質の保全に資する事業として、下水道の整備、し尿処理施設の整備、合併処理浄化槽の整備等の事業の実施を促進することにより安全かつ良質な水道水の供給を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案との関係、水道原水水質保全事業によるトリハロメタン対策の効果、CNP等の水質汚濁性農薬の規制のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

請暇の件 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案 水域の水質の保全に関する特別措置法案

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第百二十八回国会内閣提出、第百二十九回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。環境特別委員長長村泰子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔竹村泰子君登壇、拍手〕

○竹村泰子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質であって、発がん性が疑われるトリハロメタン等による水道利水障害の防止を図り、国民の健康を保護するため、公共用水域である水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、指定水域等を指定し、その指定

水域について、水質保全計画の策定、水質の保全に資する事業の実施及び水質の汚濁防止のための規制等の措置を総合的かつ計画的に講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と厚生省所管の水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案との関係、地下水汚染の実態とその対策、有害物質等による水質汚濁防止対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時八分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
服部三男雄君 松谷蒼一郎君
矢野 哲朗君 吉村剛太郎君
南野知恵子君 野間 赴君
橋崎 泰昌君 清水 達雄君
佐藤 泰三君 佐藤 静雄君
鹿熊 安正君 片山虎之助君
清水嘉子君 鎌田 要人君
須藤良太郎君 尾辻 秀久君

石渡 清元君	石川 弘君
井上 章平君	陣内 孝雄君
二木 秀夫君	野沢 三三君
宮崎 秀樹君	竹山 裕君
柳川 覺治君	吉川 博君
大塚清次郎君	香掛 哲男君
田辺 哲大君	西田 吉宏君
林 寛子君	村上 正邦君
森山 眞弓君	宮澤 弘君
吉川 芳男君	大木 浩君
田沢 智治君	井上 吉夫君
遠藤 要君	伊江 朝雄君
大河原太一郎君	山本 富雄君
太田 豊秋君	笠原 潤一君
溝手 顯正君	狩野 安君
加藤 紀文君	岡 利定君
上野 公成君	成瀬 守重君
野村 五男君	大島 慶久君
坪井 一字君	関根 則之君
喜岡 淳君	中曾根弘文君
鈴木 貞敏君	下稻葉耕吉君
小野 清子君	志村 哲良君
木宮 和彦君	斎藤 文夫君
松浦 孝治君	石井 道子君
上杉 光弘君	浦田 勝君
三石 久江君	佐々木 満君
倉田 寛之君	久世 公堯君
永田 良雄君	松浦 功君
岡部 三郎君	稲村 稔夫君
斎藤 十朗君	鈴木 省吾君
坂野 重信君	下条進一郎君
井上 裕君	前田 勲男君
井上 孝君	板垣 正君
新間 正次君	鈴木 栄治君
安恒 良一君	椎名 素夫君
紀平 梯子君	大脇 雅子君
西野 康雄君	坂 正敏君
谷畑 孝君	種田 誠君

日下部禮代子君	吉田 達男君
櫻井 規順君	西岡瑠璃子君
堂本 暁子君	森 暢子君
深田 肇君	野別 隆俊君
菅野 壽君	篠崎 年子君
大淵 絹子君	竹村 泰子君
一井 淳治君	菅野 久光君
前畑 幸子君	角田 義一君
村田 誠醇君	淵上 貞雄君
糸久入重子君	上野 雄文君
梶原 敬義君	浜本 万三君
大森 昭君	鈴木 和美君
村沢 牧君	志吉 裕君
矢田部 理君	栗原 君子君
今井 澄君	山崎 順子君
藥科 清治君	上山 和人君
三重野栄子君	武田邦太郎君
寺澤 芳男君	河本 英典君
肥田美代子君	萩野 浩基君
北澤 俊美君	釘宮 磐君
谷本 輝君	会田 長栄君
栗森 喬君	井上 哲夫君
小林 正君	泉 信也君
平野 貞夫君	山口 哲夫君
山本 正和君	磯村 修君
笹野 貞子君	星野 朋市君
本岡 昭次君	松前 達郎君
穂山 篤君	星川 保松君
池田 治君	木暮 山人君
田村 秀昭君	青木 新次君
瀬谷 英行君	久保 亘君
野末 陳平君	中村 鋭一君
石井 一二君	永野 茂門君
松尾 官平君	直嶋 正行君
風間 昶君	荒木 清寛君
西川 潔君	西山登紀子君
江本 孟紀君	山下 栄一君

横尾 和伸君	高崎 裕子君
長谷川 清君	武田 節子君
猪熊 重二君	浜四津敏子君
林 紀子君	寺崎 昭久君
中川 嘉美君	木庭健太郎君
白浜 一良君	刈田 貞子君
下村 泰君	吉川 春子君
足立 良平君	猪木 寛至君
常松 克安君	片上 公人君
統 訓弘君	牛嶋 正君
有働 正治君	橋本 敦君
勝木 健司君	山田 勇君
及川 順郎君	矢原 秀男君
吉岡 吉典君	市川 正一君
井上 計君	吉田 之久君
和岡 教美君	大久保直彦君
鶴岡 洋君	高桑 栄松君
黒柳 明君	藤澤 弘君
立木 洋君	上田耕一郎君
厚生大臣 大内 啓伍君	
国務大臣 (環境庁長官) 広中和歌子君	

議長の報告事項
一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
青木 薪次君 補欠 三重野栄子君
地方行政委員
久保田真苗君 補欠 岩崎 昭弥君
大蔵委員
松本 英一君 補欠 梶原 敬義君

厚生委員
廣中和歌子君 補欠 横尾 和伸君
建設委員
岩崎 昭弥君 補欠 久保田真苗君
梶原 敬義君 補欠 松本 英一君
三野野栄子君 補欠 青木 薪次君
横尾 和伸君 補欠 廣中和歌子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員
青木 薪次君 補欠 篠崎 年子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会
理事 堀 利和君 (喜岡淳君の補欠)
理事 泉 信也君 (二木秀夫君の補欠)
建設委員会
理事 直嶋 正行君 (山田勇君の補欠)
予算委員会
理事 北村 哲男君 (佐藤三吾君の補欠)
理事 北澤 俊美君 (磯村修君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成五年度一般会計補正予算(第3号)
平成五年度特別会計補正予算(特第3号)
平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)
民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
太陽熱利用の促進に関する質問主意書(西岡瑠璃子君提出)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 沖繩県における厚生年金の格差問題及び駐留軍用地の返還等に係る問題等の実情調査

一、派遣委員

木宮 和彦 伊江 朝雄
坪井 一字 肥田美代子
池田 治 井上 計
風間 和 喜屋武真榮

一、派遣地

沖繩県

一、期間 二月二十八日から三月二日まで三日間

一、費用 概算八六八、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成六年二月二十三日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長
参議院議長 原 文兵衛殿

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 寺崎 昭久君

同日議長は、国土審議会特別委員(九州地方開発特別委員会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

合馬 敏君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成五年度一般会計補正予算(第3号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 寺崎 昭久君 補欠 勝木 健司君

厚生委員

辞任 佐々木 満君 補欠 斎藤 文夫君

商工委員

辞任 勝木 健司君 補欠 寺崎 昭久君

予算委員

辞任 斎藤 文夫君 補欠 佐々木 満君

林田悠紀夫君

補欠 林田悠紀夫君

岩崎 純三君

補欠 岩崎 純三君

三野野榮子君

補欠 三野野榮子君

林田悠紀夫君

補欠 林田悠紀夫君

岩崎 昭弥君

補欠 岩崎 昭弥君

三野野榮子君

補欠 三野野榮子君

岩崎 昭弥君

補欠 岩崎 昭弥君

三野野榮子君

補欠 三野野榮子君

岩崎 昭弥君

補欠 岩崎 昭弥君

三野野榮子君

補欠 三野野榮子君

八回国会開法第二〇号)審査報告書

審査報告書

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年二月二十四日

参議院議長 原 文兵衛殿

厚生委員長 会田 長榮

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針、都道府県計画及び河川管理者事業計画の策定に関する事項を定めること等により、水道原水の品質の保全を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(第百二十八回国会内閣提出、本院経統審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成六年二月十六日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 土井たか子

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水道事業者」とは、水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第六條第一項の規定による認可を受けて同法第三條第二項に規定する水道事業(同法第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く)を経営する者及び同法第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。

2

この法律において「水道原水」とは、水道事業者が河川から取水施設により取り入れた前項の水道事業又は水道用水供給事業(水道法第三條第四項に規定する水道用水供給事業をいう。第十四條第二項において同じ。)のための原水をいう。

3

この法律において「取水地点」とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点をいう。

4

この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二條第二号に規定する下水道の整備に関する事業

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八條第一項に規定するし尿処理施設(市町村が同法第六條の二第一項の規定によりし尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。)の整備に関する事業

三 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二條第一号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理するもの(次号において「合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

合併処理浄化槽」という。)であって、し尿及び

び雑排水を集合して処理するものの整備に関する事業

四 合併処理浄化槽であつて、し尿及び雑排水を各戸ごと(共同住宅にあつては、各共同住宅ごと)に処理するものの整備に関する事業

五 畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他の肥料とするための施設の整備に関する事業(地方公共団体が行うものに限る。)

六 水道法第三条第一項に規定する水道の用に供する土地に隣接する土地であつて、水道原水の水質の保全のために重要なものの取得に関する事業(地方公共団体が行うものに限る。)

七 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第二項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの(以下「河川水道原水水質保全事業」という。)

八 その他水道原水の水質の保全に資する事業であつて、政令で定めるもの

(基本方針)

第三条 主務大臣は、水道原水の水質の保全を図るための水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、第五条第一項の都道府県計画及び第七条第一項の河川管理者事業計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する

る基本的な事項

二 水道原水水質保全事業の内容に関する事項

三 水道原水水質保全事業の実施区域に関する事項

四 水道原水水質保全事業に係る水道事業者の費用の負担に関する事項

五 その他水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 基本方針は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第 号。以下「特別措置法」という。)

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(水道事業者等の要請等)

第四条 水道事業者は、水道原水の水質の汚濁によりその供給する水道水が水道法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるおそれがある場合において、当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることが困難であるときは、政令で定めるところにより、当該水道水に係る水道事業(第二条第一項の水道事業又は同法第三条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水をその用に供する同条第二項に規定する水道事業をいう。次項において同じ。)

の給水区域(同法第三条第十一項に規定する給水区域をいう。次項に

おいて同じ。をその区域を含む都道府県に対して、当該水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施を促進することを要請することができる。

2 水道事業者が特別措置法第四条第二項の規定による要請をしたとき(同項の都道府県が同項の水道水に係る水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県(以下この項において「給水対象都道府県」という。))と異なる場合においては、同項の都道府県の知事から給水対象都道府県の知事に対し当該要請があつた旨の通知がされたときに限る。)

3 都道府県は、第一項の規定による要請があつた場合において、当該要請に係る水道原水(以下「対象水道原水」という。)

の汚濁の状況及びその原因等からみて、他の都道府県の区域内において水道原水水質保全事業(河川水道原水水質保全事業を除く。以下「地域水道原水水質保全事業」という。)

の実施の促進を図らるる必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該区域をその区域に含む都道府県に対し、対象水道原水に係る次条第一項の都道府県計画を定めることを要請することができる。

いて準用する場合を含む。に規定する河川管理者をいう。以下同じ。に對し通知するとともに、対象水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施の促進に関する意見を述べるものとする。

(都道府県計画)

第五条 都道府県は、前条第一項又は第三項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、都道府県計画(対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における地域水道原水水質保全事業の実施の促進について定める計画をいう。以下同じ。を定めるものとする。

2 都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第四条第一項の指定地域において特別措置法第五条第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該都道府県計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。

3 都道府県は、第一項の規定により都道府県計画を定めるときは、対象水道原水に係る取水地点の近傍に存在する取水地点であつて、当該都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施が当該取水地点における水道原水の水質の保全に相当程度寄与すると認められるものについて、当該取水地点に係る水道事業者の意見を聴いた上で、併せて当該都道府県計画の対象とすることができる。

4 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項及び前項の規定により対象とする取水地点の位置並びに当該取水地点に係る水道事業者(以下この条において「対象水道事業者」という。)

二 前号の取水地点における水道原水の水質の汚濁の状況並びに対象水道事業者が当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容

三 前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる地域水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算

四 前号の費用のうち、対象水道事業者が負担することとなる額(次項及び第七項において「負担予定額」という。)

五 その他地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

6 都道府県計画は、基本方針に即するとともに、市町村が地域水道原水水質保全事業の実施について定めている計画に適合し、かつ、都道府県計画に第二項第四項第一号に掲げる事業が

定められるときは、第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて、下水道法第二項の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に適合するものでなければならぬ。

7 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、関係都府県の意見を聴き、かつ、当該都道府県計画の対象とする取水地点に係る河川管理者(次項において「関係河川管理者」という。)、関係市町村及び当該都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を実施する者に協議するとともに、第五項の地方公共団体の同意(負担予定額に係る部分に限る。)及び対象水道事業者の同意を得なければならない。

8 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告し、かつ、関係地方公共団体、関係河川管理者及び対象水道事業者に送付するとともに、公表しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言をすることができ、

10 前三項の規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(下水道整備事業に係る案の提出等)

第六条 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たり、第二項第四項第一号に掲げる事業を定めようとするときは、あらかじめ、関係する下水道管理者(下水道法第四項第一項に規定する公共下水道管理者及び同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。)に対し、前条第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて都道府県計画の案を作

成し、当該都道府県に提出するよう求めることができる。

2 前項の案の提出を受けた都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

(河川管理者事業計画)

第七條 河川管理者は、第四項第四項の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、河川管理者事業計画(対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における河川水道原水水質保全事業の実施について定める計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により河川管理者事業計画を定めようとする場合において、対象水道原水の水質の汚濁の状況及びその原因等からみて、その管理する河川と同一の水系に属する他の河川を管理する河川管理者による河川水道原水水質保全事業の実施が図られる必要があると認めるときは、当該他の河川を管理する河川管理者と共同して河川管理者事業計画を定めることができる。

3 河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第五條第一項の指定地域において特別措置法第五條第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該河川管理者事業計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。

4 河川管理者は、第一項及び第二項の規定によ

り河川管理者事業計画を定めるときは、対象水道原水に係る取水地点の近傍に存在する取水地点であつて、当該河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施が当該取水地点における水道原水の水質の保全に相当程度寄与すると認められるものについて、当該取水地点に係る水道事業者の意見を聴いた上で、併せて当該河川管理者事業計画の対象とすることができ、

河川管理者事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項及び前項の規定により対象とする取水地点の位置並びに当該取水地点に係る水道事業者(以下この条において「対象水道事業者」という。)

二 前号の取水地点における水道原水の水質の汚濁の状況並びに対象水道事業者が当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容

三 前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる河川水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算

四 前号の費用のうち、対象水道事業者が負担することとなる額(次項及び第八項において「負担予定額」という。)

五 その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

6 河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施の目的、前項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該河川水道原水水質保全事業

の実施により得られる効用その他の政令で定める事情を勘案し、当該河川水道原水水質保全事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する国又は地方公共団体（当該河川水道原水水質保全事業がその区域内において実施されることとなる地方公共団体に限る。）と対象水道事業者との負担の衡平を図ることを旨として定められるものとする。

7 河川管理者事業計画は、基本方針に即するとともに、河川法第十六条第一項（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する工事実施基本計画に適合するものでなければならぬ。

8 河川管理者は、河川管理者事業計画を定めようとするときは、関係都道府県、関係市町村及び対象水道事業者の意見を聴くとともに、負担予定額に係る部分について対象水道事業者の同意を得なければならない。

9 河川管理者は、河川管理者事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係地方公共団体及び対象水道事業者に送付するとともに、公表しなければならない。

10 前二項の規定は、河川管理者事業計画の変更について準用する。

（事業の実施）

第八条 都道府県計画又は河川管理者事業計画（以下「事業計画」という。）に定められた水道原水水質保全事業（以下「計画水道原水水質保全事業」という。）は、この法律に定めるもののほか、当該水道原水水質保全事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（協議会）

第九条 事業計画が定められたときは、関係地方公共団体の長、関係河川管理者、当該事業計画の対象とされている取水地点（次条第一項及び第十四条第二項において「計画取水地点」という。）に係る水道事業者（以下「計画水道事業者」という。）及び計画水道原水水質保全事業を実施する者は、計画水道原水水質保全事業を円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議会を行うための会議（次項において「会議」という。）は、前項に規定する者又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、第一項の事業計画を定めた都道府県又は河川管理者において処理する。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（水道事業者の水道原水等の水質記録の提出等）

第十条 計画水道事業者は、厚生省令で定めるところにより、計画取水地点における水道原水の水質の検査を行わなければならない。

2 計画水道事業者は、前項の規定による検査を行ったときは、これに関する記録（次項において「水道原水水質記録」という。）を作成し、当該水道原水に係る水道水について水道法第二十条第二項の規定により作成した記録（次項において「水道水質記録」という。）とともに、事業計画を定めた都道府県及び河川管理者に提出しな

ければならない。

3 都道府県及び河川管理者は、水道原水水質記録及び水道水質記録の提出を受けたときは、これを計画水道原水水質保全事業を実施する者に通知しなければならない。

（都道府県計画の作成のための援助）

第十一条 国は、都道府県に対し、都道府県計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

（資金の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、計画水道原水水質保全事業を円滑に実施するために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

（合併処理浄化槽整備事業の円滑な実施）

第十三条 都道府県計画に定められた第二条第四項第四号に掲げる事業を実施する市町村は、当該事業の実施区域内において雑排水を排出する者に対し、当該事業を円滑に実施するために必要な助言又は勧告をすることができる。

2 国は、前項の事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（費用の負担等）

第十四条 第五条第五項の地方公共団体又は河川管理者事業計画に定められた河川水道原水水質保全事業を実施する国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長は、計画水道事業者に対し、同条第四項第四号又は第七条第五項第四号に掲げる額を負担させることができる。

2 地方公共団体である計画水道事業者は、前項

の規定により負担するときは、計画取水地点に係る第二条第一項の水道事業又は水道用水供給事業の特別会計において負担するものとする。

3 第一項の規定による負担金の徴収方法については、国の行政機関の長が負担させるものにあつては政令で、地方公共団体の長又は地方公共団体が負担させるものにあつてはこれらの地方公共団体の条例で定める。

（河川管理者事業計画に係る負担金の帰属）

第十五条 前条第一項の規定による河川管理者事業計画に係る負担金は、国の行政機関の長が負担させるものにあつては国、地方公共団体の長が負担させるものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。

（強制徴収）

第十六条 第十四条第一項の規定による負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない計画水道事業者（地方公共団体を除く。）があるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長又は地方公共団体（以下この条において「国の行政機関の長等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、国の行政機関の長等は、政令（地方公共団体にあつては、条例で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。）

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国の行政機関の長等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負

担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(特別区に関する読替え)

第十七条 特別区の存する区域においては、第二条第四項第二号中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

(主務大臣)

第十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項の規定による関係行政機関の長への協議及び同条第五項の規定による基本方針の公表に関する事項については、厚生大臣、農林水産大臣及び建設大臣

二 第五条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告及び同条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による助言に関する事項については、厚生大臣及び同条第八項の都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を所管する大臣

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(治水特別会計法の一部改正)

第二条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四

十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「又は公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第五条」を「公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第五条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第 号)第十四条第一項」に改める。

平成六年二月二十五日

審査報告書

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年二月二十五日

環境特別委員長 竹村 泰子

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質による水道利水障害の防止を図るため、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針及び計画の策定に関する事項を定めるとともに、水道水源水域の水質の保全に関し、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第百二十八回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成六年二月十六日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 指定水域の水質の保全のための施策

第一節 指定水域の水質の保全に関する計画等(第四条—第六条)

第二節 指定水域の水質の保全に資する事業の実施等(第七条—第八条)

第三節 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制等(第九条—第十九条)

第四節 生活排水対策の推進等(第二十条—第二十一条)

第三章 雑則(第二十二条—第二十七条)

第四章 罰則(第二十八条—第三十三条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しななければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定水道利水障害」とは、水道水(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項に規定する水道により供給される水)をいう。以下同じ。

一 第三号の物質のうち第四項の水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質であつて人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものに係る同号に掲げる要件を満たさないことをいう。

2 この法律において「特定項目」とは、前項の政令で定める物質の生成の原因となる物質による水の汚染状態の程度を示す項目として政令で定める項目をいう。

3 この法律において「水道事業者」とは、水道法第六条第一項の規定による認可を受けて同法第三条第二項に規定する水道事業(同法第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)を経営する者及び同法第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。

4 この法律において「水道水源水域」とは、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第

二条第一項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)であつてその水が前項の水道事業又は水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水(以下「水道原水」という。)として取水施設により取り入れられるもの及びその公共用水域にその水が流入する公共用水域をいう。

5 この法律において「水道水源特定施設」とは、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)以外の施設であつて、特定水道利水障害を生じさせるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「水道水源特定事業場」とは、特定施設又は水道水源特定施設(第十二条第二項を除き、以下「特定施設等」という。)を設置する工場又は事業場であつて、政令で定める規模以上のものをいう。

7 この法律において「構造等基準に係る施設」とは、水道水源特定事業場に設置されている特定施設以外の特定施設であつて、第四条第一項の指定水域の水質の保全上その構造及び使用の方法に係る規制を行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「排水」とは、第四条第一項の指定地域内の水道水源水域に排出される水をいう。

(基本方針)

第三条 国は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水道水源水域の水質の保全に関する基本的な方針

二 第五条第一項の水質保全計画の策定その他の次条第一項の指定水域の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、水道水源水域の水質の保全に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 指定水域の水質の保全のための施策

第一節 指定水域の水質の保全に関する計画等

(指定水域及び指定地域)

第四条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水道水源水域のうち、その水質の汚濁の状況、その水を水道原水として利用する水道水の水質の状況、水道事業者が講ずる特定水道利水障害を防止するための措置その他の事情からみてその水を水道原水として利用する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあると認められるものであつて、水道事業者がその水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難

であり、かつ、特定水道利水障害を防止するため水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められるものを指定水域として指定し、及び指定水域の水質の汚濁に關係があると認められる地域を指定地域として指定することができる。

2 水道事業者は、水道水源水域の水質の汚濁によりその供給する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあると認められる場合において、その水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であるときは、総理府令で定めるところにより、その水道水源水域に係る水道原水の取水地点をその区域に含む都道府県の知事に對し、前項の申出をするよう要請することができ

3 水道事業者が特定水道利水障害に関し水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第 号)第四条第一項の規定による要請をしたときは、その水道事業者は、前項の規定による要請をしたものとみなす。この場合において、同条第一項の規定による要請を受けた都府県が前項の都府県と異なるときは、その要請を受けた都府県の知事は、その旨を同項の都府県の知事に対し通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、その指定に係る水域又は地域を管轄する都道府県知事(同項の申出をした都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前

項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、その申出又は意見に係る水道水源水域の水を水道原水として利用する水道事業者(第二項の規定による要請をした水道事業者を除く。)がその水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であるかどうかについて、総理府令で定めるところにより、その水道事業者の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣が第一項の規定による指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8 第一項の規定による指定の変更又は解除は、都道府県知事の申出に基づき行うものとする。この場合において、都道府県知事は、事情の変化により同項の規定による指定の変更又は解除の必要が生じたと認めるときは、その旨の申出をしなければならない。

9 第二項から第七項までの規定は第一項の規定による指定の変更について、第四項から第七項までの規定は第一項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第二項中「前項の申出」とあり、第四項中「同項の申出」とあるのは「第八項の申出」と、第五項中「水道事業者(第二項の規定による要請をした水道事業者を除く。)」とあるのは「第一項の規定による指定の解除については「水道事業者」と読み替えるものとする。

(水質保全計画)

第五条 都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に基づき、指定地域において特定水道利水障害を防止するため指定水域の水質の保全に關し実施すべき施策に關する計画(以下「水質保全計画」という。)を定めなければならない。

2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定水域の水質の保全に關する方針
- 二 水道事業者が指定水域の水質の汚濁の状況に應じて講じ、及び講じようとする措置
- 三 指定水域の水質の保全に關する目標
- 四 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の指定水域の水質の保全に資する事業に關する事項
- 五 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制その他の措置に關する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定水域の水質の保全のために必要な措置に關する事項
- 8 前項第二号に規定する措置は、前条第二項の規定による要請をし、又は同条第五項の意見を述べた水道事業者が講ずべき措置であつて、その要請をし、又は意見を述べた際の要請又は意見に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に應じて講じ、及び講じようとしているものとする。
- 4 都道府県知事は、水質保全計画を定めるに当たっては、水道事業者の第二項第二号に規定する措置を踏まえて指定水域の特性及び汚濁原因に應じた均衡ある対策が適切に講じられるよう

配慮しなければならない。

5 指定地域において水道原水水質保全事業の実施の促進に關する法律第五条第一項の規定により都道府県計画が定められ、又は同法第七条第一項の規定により河川管理者事業計画が定められるときは、水質保全計画は、その都道府県計画又は河川管理者事業計画と一体のものとして作成することができる。

6 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて水質保全計画を定めるものとする。

7 都道府県知事は、水質保全計画を定めようとするときは、都道府県環境審議会、その水質保全計画に定められる第二項第四号に規定する事業を実施する者(国を除く。)及び関係市町村長から意見を聴き、指定水域の水を水道原水として利用する水道事業者から第二項第二号に掲げる事項について聴取し、かつ、指定地域内の水道水源水域を管理する河川管理者(河川法昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。)に協議しなければならない。

8 都道府県知事は、水質保全計画を定めようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、協議を受けた水質保全計画の案を公害対策会議に報告するとともに、その水質保全計画の案について公害対策会議の議を経て決定した方針に基づきその協議に應じなければならない。

9 都道府県知事は、前項の規定による協議と併せて、指定水域の水質の保全に關する普及啓発

並びに指定水域及び水道水の水質の測定に關する事項であつてその協議に係る水質保全計画の達成に必要なものについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 水質汚濁防止法第二十一条第二項の規定は、第七項の規定により都道府県環境審議会の意見を聴く場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の事務を行う」とあるのは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に關する特別措置法第五条第七項の規定により意見を述べる」と読み替へるものとする。

12 第四項から前項までの規定は、水質保全計画の変更について準用する。この場合において、第九項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する前項」と、前項中「規定は、第七項」とあるのは「規定は、次項において準用する第七項」と、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に關する特別措置法第五条第七項」とあるのは「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に關する特別措置法第五項第十二項において準用する同条第七項」と読み替へるものとする。

(水質保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 指定水域の水質の保全に資する事業の実施等

(指定水域の水質の保全に資する事業の実施)

第七条 水質保全計画に定められた事業は、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(助言その他の措置)

第八条 国は、地方公共団体が水質保全計画に定められた事業を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

第三節 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制等

(基準の設定)

第九条 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場から排出される排水の特定項目で示される汚染状態について、総理府令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための排水基準(以下「特定排水基準」という。)を定めなければならない。

2 特定排水基準は、水道水源特定事業場について、特定項目の項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、指定地域内の構造等基準に係る施設について、総理府令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための構造及び使用の方法に關する基準(以下「構造等基準」という。)を定めなければならない。

4 都道府県知事は、特定排水基準及び構造等基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(基準の遵守義務等)

第十条 水道水源特定事業場から排水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口（排水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水について特定排水基準を遵守しなければならない。

2 水道水源特定事業場から排水を排出する者は、総理府令で定めるところにより、その排水の特定項目で示される汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 指定地域において構造等基準に係る施設を設置している者は、その施設に係る構造等基準を遵守しなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第十一条 工場又は事業場から排水を排出する者は、水道水源特定施設（次項に規定するものを除く。次条第一項において同じ。）を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水道水源特定施設の種別

四 水道水源特定施設の構造

五 水道水源特定施設の使用の方法

六 汚水等（特定施設等から排出される汚水又は廃液をいう。以下同じ。）の処理の方法

七 排水水の特定項目に係る汚染状態及び量

八 その他総理府令で定める事項

2 工場又は事業場から排水を排出する者は、特定施設を設置し、又は水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の政令で定める施設及び湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の政令で定める施設を含む。）であつて水道水源特定施設であるものを設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 排水水の特定項目に係る汚染状態及び量

二 その他総理府令で定める事項

(経過措置)

第十二条 一の施設が水道水源特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この条において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において水道水源特定施設を設置している者であつて、その水道水源特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その施設が水道水源特定施設となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設又は前条第二項に規定する水道水源特定施設（以下この項において「特定施設等」という。）となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において特定施設等を設置している者であつて、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その施設が特定施設等となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設又は前条第二項に規定する水道水源特定施設（以下この項において「特定施設等」という。）となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において特定施設等を設置している者であつて、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その施設が特定施設等となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設又は前条第二項に規定する水道水源特定施設（以下この項において「特定施設等」という。）となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において特定施設等を設置している者であつて、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その施設が特定施設等となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

指定地域となつた際現にその地域において特定施設等を設置している者であつて、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水を排出するものは、その施設が特定施設等となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定施設等の構造の変更等の届出)

第十三条 第十一条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十一条第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十一条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十一条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る水道水源特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第十四条 水質汚濁防止法第十一条第一項及び第二項の規定は、第十一条又は第十二条の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(勧告及び命令)

第十五条 都道府県知事は、第十一条又は第十三条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設等を設置する水道水源特定事業場の排水口において排水水の汚染状態が特定排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その特定施設等の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法に関する計画の変更を勧告することができる。

2 都道府県知事は、水道水源特定事業場から排水を排出する者が、その水道水源特定事業場の排水口において汚染状態が特定排水基準に適合しない排水を排出していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その水道水源特定事業場に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法を改善し、その水道水源特定事業場からの排水の排出を一時停止し、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、指定地域において構造等基準に係る施設を設置している者がその施設に係る構造等基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設等を使用しているとき、又は前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、これらの者に対し、期限を定めて、これらの勧告

に係る措置をとるべきことを命ずることができ
る。

5 前三項の規定は、特定排水基準の適用の際現
に特定施設等を設置している者（設置の工事を
している者を含む。）に係る水道水源特定事業場
及び構造等基準の適用の際現に構造等基準に係
る施設を設置している者（設置の工事をしてい
る者を含む。）に係る構造等基準に係る施設につ
いては、これらの基準の適用の日から六月間
（その水道水源特定事業場に係る特定施設等又
はその構造等基準に係る施設（以下この項にお
いて「適用除外に係る特定施設等」という。）が政
令で定める施設である場合にあつては、一年間）
は、適用しない。ただし、これらの基準の適用
の際現に水道水源特定事業場又は構造等基準に
係る施設について地方公共団体の条例の規定で
第一項から第三項までの規定に相当するものが
適用されているとき、これらの基準の適用の日
以降適用除外に係る特定施設等について第十一
条第一項第四号から第八号までに掲げる事項又
は同条第二項各号若しくは水質汚濁防止法第五
条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の
変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）が
あつたとき、並びにこれらの基準の適用の日以
降その水道水源特定事業場に適用除外に係る特
定施設等以外の特定施設等が設置されたとき
は、この限りでない。

6 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第
一項から第四項までの規定の適用に当たつて
は、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生
ずることのないようこれらの規定による勧告又
は命令の内容について特に配慮しなければなら

ない。

（適用除外等）

第十六条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十
号）第八条第一項に規定する建設物、工作物そ
の他の施設である特定施設等を設置する同法第
二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排
出する者及び当該鉱山に当該特定施設等を設置
する者に関しては当該鉱山について、電気事業
法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第七項
に規定する電気工作物である特定施設等を設置
する工場又は事業場から排水を排出する者及
び当該特定施設等を設置する者に関しては当該
特定施設等について、第十一条から前条までの
規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定
めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国
の行政機関の長（以下この条において単に「行政
機関の長」という。）は、第十一条、第十三条又は
第十四条第二項の規定に相当する鉱山保安法又
は電気事業法の規定による前項に規定する特定
施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出
があつたときは、その許可若しくは認可の申請
又は届出に係る事項のうちこれらの規定による
届出事項に該当する事項を当該特定施設等を設
置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道
府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設
等に係る排水が特定排水基準に適合していな
いと認めるとき、又は当該特定施設等がその特
定施設等に係る構造等基準に適合していないと
認めるときは、行政機関の長に対し、前条の規
定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定

による措置をとるべきことを要請することがで
きる。

4 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、
前項の規定による要請について準用する。

（指導等）

第十七条 都道府県知事は、水質保全計画に基づ
き、水道水源特定事業場から排水を排出する
者及び構造等基準に係る施設を設置する者以外
の者であつて、指定地域において汚水、廃液そ
の他の物で指定水域における第二条第一項の政
令で定める物質の生成の原因となる物質による
水質の汚濁の原因となるものを水道水源水域に
排出するものに対し、指定水域の水質の保全の
ために必要な指導、助言及び勧告をすることが
できる。

（報告及び検査）

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必
要な限度において、水道水源特定事業場から排
出水を排出する者又は指定地域において構造等
基準に係る施設を設置する者に対し、特定施設
等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、
又はその職員に、特定施設等を設置する場所に
立ち入り、その特定施設等その他の物件を検査
させることができる。

2 水質汚濁防止法第二十二條第三項及び第四項
の規定は、前項の規定による立入検査について
準用する。

（事業者への支援）

第十九条 国は、指定地域において事業者が行う
汚水等による水質の汚濁の防止のための施設の
整備について、必要な資金のあっせん、技術的
な助言その他の措置を講ずるよう努めなければ

ばならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業
者に対する特別の配慮がなされなければならない。
い。

第四節 生活排水対策の推進等

（生活排水対策の推進）

第二十条 都道府県知事は、水質保全計画に基づ
き、水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定
による生活排水対策重点地域の指定その他の生
活排水対策の実施を推進しなければならない。
（普及啓発等）

第二十一条 国は、教育活動、広報活動等を通じ
て、水道水源水域の水質の保全に関し、普及啓
発を図るとともに、国民の協力を求めるように
努めなければならない。

第三章 雑則

（資料の提出の要求等）

第二十二条 環境庁長官は、この法律の目的を達
成するため必要があると認めるときは、関係地
方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び
説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成する
ため必要があると認めるときは、関係行政機関
の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な
資料の送付その他の協力を求め、又は指定水域
の水質の保全に関して意見を述べることができ
る。

3 河川管理者その他指定地域内の水道水源水域
の管理を行う者で政令で定めるものは、この法
律の施行に関してその水道水源水域の管理上必
要があると認めるときは、都道府県知事に対

し、指定水域の水質の保全に関して意見を述べることが出来る。

(水道事業者の水質の水質記録の提出の要求)
第二十三条 都道府県知事は、水質保全計画の達成に資するため必要があると認めるときは、第五條第二項第二号に規定する水道事業者に対し、指定水域の水を水道原水として利用する水道水について水道法第二十條第二項の規定により作成した記録の提出を求めることができる。

(測定計画)
第二十四条 都道府県知事は、水道水源水域における特定項目で示される水質の汚濁の状況が的確に把握されるよう水質汚濁防止法第十六條第一項の測定計画を作成するものとする。

(研究の推進等)
第二十五条 国は、特定水道利水障害の防止のために必要な汚水等の処理に関する技術の研究その他水道水源水域の水質の保全に関する研究を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

(経過措置)
第二十六条 この法律の規定に基づき政令又は総理府令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は総理府令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の委任等)
第二十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四條第一項及び第八項、第五條第一項、第九條第一項及び第三項、第二十三條並びに第二十四條に規定する事務を

除く。)は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

第四章 罰則

第二十八條 第十五條第四項の規定による命令に違反した者(次条に規定する者を除く。)は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 第十五條第三項の規定による勧告に係る同条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十一條又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三條 第十三條第二項又は第十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし

た者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 環境基本法(平成五年法律第九十一号)附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間においては、第五條第七項及び第十一項中「都道府県環境審議会」とあるのは、「都道府県公害対策審議会」とする。

(環境庁設置法の一部改正)

第三條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)」を「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第 号)」に改める。